

2 誓約事項

以下の誓約事項を確認のうえ、同意する場合、□欄に☑を記載(入力)してください。
(交付申請には、全ての項目に☑の印が必要です。)

<input type="checkbox"/>	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業者に該当します。
<input type="checkbox"/>	申請時点で、貨物自動車運送事業を営業しており、今後も事業を継続する意思があります。
<input type="checkbox"/>	高知県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。
<input type="checkbox"/>	以下の要件に該当しません。 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき。 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。 3 その役員(業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的な又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
<input type="checkbox"/>	申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還の支払いに応じます。
<input type="checkbox"/>	要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、事業者名等の情報を公表されることに同意します。

3 添付書類

添付を確認後、確認欄に☑を入れてください。交付申請には全ての項目に☑の印が必要です。

添付書類	備考	確認欄
① 振込先口座及び該当名義人が分かる通帳等の写し		<input type="checkbox"/>
② 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に係る許可証の写し ※一般社団法人高知県トラック協会の会員は添付を省略可能 ※上記の書類を紛失している場合、高知運輸支局の発行する証明願でも可能		<input type="checkbox"/>
③ 申請車両全ての自動車検査証記録事項(自動車検査証)の写し		<input type="checkbox"/>
④ 県税の納税証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの) ※税目は「全税目」を選択すること。		<input type="checkbox"/>
⑤ 支援対象車両一覧表兼集計表	様式2号	<input type="checkbox"/>
⑥ 令和5年度トラック運送事業者支援事業取組計画書	様式3号	<input type="checkbox"/>

4 振込口座

金融機関名				本・支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 当座	
口座番号					(右詰めで記入)
口座名義(漢字)					
(カタカナ)					

※ 事業者本人(法人の場合は当該法人)の口座に限ります。